

財 第 3 3 9 号
令和4年3月31日
財政課入札管理係

「東日本大震災に伴う山田町発注建設関連業務の前金払の取扱いについて（平成23年8月19日付け企財第89号）」の一部を下記のとおり改正することとしましたので、お知らせします。

記

東日本大震災に伴う山田町発注建設関連業務の前金払の取扱いについて（平成23年8月19日付け企財第89号）の一部を次のように改正する。

第2の項中、「10分の4」を「10分の3.5」と改める。

第3の項の(1)中、「10分の4」を「10分の3.5」と改める。

第3の項の(2)中、「10分の4」を「10分の3.5」と改める。

第3の項の(3)中、「10分の5」を「10分の4.5」と改める。

第3の項の(4)中、「10分の5」を「10分の4.5」と改める。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日以前に締結した建設関連業務の委託契約に係る前金払の取扱いについては、なお従前の例による。

改正 平成25年4月1日

改正 令和2年4月1日

改正 令和2年10月1日

改正 令和4年4月1日

東日本大震災に伴う山田町発注建設関連業務の前金払の取扱いについて

1 趣旨

東日本大震災の迅速かつ円滑な復旧及び復興を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び同法施行規則（昭和22年内務省令第29号）が改正されたことを受け、山田町発注建設関連業務の前金払の割合の引上げ等を行い、建設関連業務の適正かつ円滑な実施の確保をしようとするものである。

2 取扱いの要点

建設関連業務の前金払の割合を業務委託料の「10分の3」から「10分の3.5」に引上げる。

3 土木設計業務等委託契約書別添等の読み替え

- (1) 土木設計業務等委託契約書別添第35条第1項及び建築設計業務委託契約書別添第36条第1項に規定する前金払の割合を「10分の3」とあるのは、「10分の3.5」と読み替えるものとする。
- (2) 土木設計業務等委託契約書別添第35条第3項及び建築設計業務委託契約書別添第36条第3項に規定する業務委託料が著しく増額された場合の前金払の割合を「10分の3」とあるのは、「10分の3.5」と読み替えるものとする。
- (3) 土木設計業務等委託契約書別添第35条第4項及び建築設計業務委託契約書別添第36条第4項に規定する業務委託料が著しく減額された場合の前金払の割合を「10分の4」とあるのは、「10分の4.5」と読み替えるものとする。
- (4) 土木設計業務等委託契約書別添第35条第5項及び建築設計業務委託契約書別添第36条第5項に規定する前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に業務委託料を増額した場合の前金払の割合を「10分の4」とあるのは、「10分の4.5」と読み替えるものとする。

4 対象となる建設関連業務

この取扱いの対象となる建設関連業務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 平成23年9月1日以降に新たに契約を締結する建設関連業務で、町内において実施するもの
- (2) 平成23年3月12日以降に契約を締結し、平成23年9月1日以降に変更契

約を締結した建設関連業務で、町内において実施するもの